

## 講演記録

## 地域歴史資料保全の現状と課題 ～地域の歴史と文化は遺せるか～ (2023年10月22日)

西村 慎太郎

はじめに—講演の課題設定—

ただいまご紹介にあずかりました国文学研究資料館の西村慎太郎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。今回、「地域歴史資料保全の現状と課題」と題しましてお話しをさせていただきたいと思っております。

まず「はじめに」ということで今回の講演の課題についてです。現在、文化財であるとか地域の歴史資料などは、地域の文化財担当の方々、あるいは博物館・美術館の学芸員、図書館の司書、あと文書館のアーキビストなどの努力にも関わらず、実は常に散逸の危機にあるというのが全国的な状況でございます。特に問題となっておりますのは、今日お話しをします民間所在資料と呼ばれる普通のお宅とかに残っていたり、あるいは地域の公民館などに残っていたりするものが結構散逸の危機にあります。その現状につきましてお話しをするとともに、どのような要因で散逸していくのか、そして我々はそれに対してどのように対処していくのか、いくべきなのかという点のお話しをしていきたいと思っております。

私は現在、人間文化研究機構国文学研究資料館という研究機関に所属しており、歴史学を専門としております。あと今日お話しさせていただく地域の歴史資料の保全をやっております。主に今は、東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所事故において、現在でも帰還ができない、家に帰ることができない地域の文化財とか歴史資料をどうやって残していったらいい、そして地域の人々と一緒にどうやってその地域の歴史と文化を継承していくのか、ということを考えております。NPO法人歴史資料継承機構（通称「じゃんぴん」）代表理事も務めておりまして、後述するように県内では北佐久郡立科町でも作業をしておりますので、そのあたりもお話ししたいと思います。

### I 所在調査の重要性

今回は古文書の話に限定してお話します。本当は民具とかの話もしたいんですが、専門が古文書ですので、あくまでも古文書に限定した現在の国内における問題点というのをお話ししたいと思います。

最初に、「所在調査の重要性」という問題に移りたいと思っております。2014（平成26）年に文化庁が発表した報道発表で「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の概要（第1次取りまとめ）について」というものがあります。これはどういう内容かと申しますと、当時、国指定の文化財、国宝とか重要文化財10,524件がどこにどのような形で所蔵されているのかという所在確認調査でした。国指定の文化財として有名なところで申しますと、1951年に最初に国宝に指定された広隆寺弥勒菩薩像、中尊寺金色堂などがあるかと思っております。

さて、この調査の結果、国指定の文化財10,524件のうち、所在が確認できた国指定の文化財は10,276件。すなわち全体の97.6%でした。要するに、国指定文化財としているにも関わらず、248件もの国宝とか重要文化財が行方不明になっているか、状況が判然としないという現状が確認されました。ただし、ここで一つ考えなければいけないのは、盗難で失われたものが33件ありましたので、文化財防犯を検討する必要があります。とはいえ、この盗難を除いても215件が行方不明になっているというのが現状です。これはあくまでも国指定のものであります。これが都道府県指定だったりとか、ましてや市町村指定の

ものだったりすると、もちろんこの数は飛び上がります。一体どれぐらいの指定文化財が失われているのか、行方不明になっているのかという状況は現在でも把握できておりません。

そして、指定文化財だけではありません。未指定文化財であり、地域社会に遺されている文化財の散逸状況も顕著です。ここでは一般住宅・寺院・神社・公民館などに遺されている古文書の状況についてお話ししてみたいと思います。

1件目は三重県の事例。三重県は、1964（昭和39）年の県庁舎新築記念で『三重県史』を刊行します。B5判で682ページの1冊本です。刊行後、20年を経た段階で、『三重県史』には基礎資料が十分に収録されてないという批判が出てきました。また、20年経って、様々な研究が急速に進展し、資料の発掘なども進みました。今回はあくまで古文書の話をしませんが、ちょうど高度経済成長期だったために、あちこちで大規模な開発に伴う遺跡発掘調査が行われました。そこで新しい県史を作る必要があるのではないかという風潮が強まってきました。

そこで三重県は1982（昭和57）年に知事が発議をしまして、翌年から①文書管理の改善、②県政資料の整備、③新しい県史編纂という3つの事業を展開することとなりました。

①文書管理の改善。これは行政文書の管理・閲覧の体制の改善であります。1983（昭和58）年と申しますと、国でも情報公開制度が進んでいる段階でありました。情報公開法などの整備などが進もうとする段階でして、これは県民の方々にちゃんと行政文書をアピールできるようにしていかなきゃならない、という発想のもとで文書管理の改善というのが行われております。

②県政資料の整備。1876（明治9）年に現在の三重県が成立し、100年以上経ているので県政の展開を資料として遺そうという事業です。

③新しい県史編纂。この編纂の方法ですが、まず第1に資料編から刊行することとなりました。まずとにかく資料編を出して、その資料編に則った形で通史を作ろうという意識です。今の自治体史編纂でしたらある意味当たり前ですけども、当時、資料編は本文の付け足し（あるいは資料編を刊行しない）という動向もみられていました。第2に資料の紛失の危険性が高い近現代から資料収集・編纂を始めようという点です。普通だったら時系列として古代から編纂するのが、オーソドックスですが、新しい時代の歴史や資料は「みんな知っているからいらないよね」みたいな感じになっちゃうことがよくよくあるかと思えます。まずは目の前のものからやっ払いこうということで近現代編から編纂がはじまりました。第3に県史資料調査委員による古文書の所在調査です。既述の文化庁による「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の概要（第1次取りまとめ）について」でも述べましたが、所在調査というのは県内外のどこのどういう古文書が何点残されているのかといった調査です。

その後20年を経て、三重県では『三重県資料現況確認調査報告書』（三重県生活局、2007年）が刊行されました。この報告書について、「歴史資料の保存活用環境づくり事業資料現況確認調査実施要領」には、「三重県が40名の資料現況確認調査員を依頼し、三重県史編さん事業に伴う過去の資料調査や三重県史資料調査員により所在を把握した個人・団体・公共機関の史料群が、現在どのような状況になっているのかを確認するものでした」と記されています。その結果、17.2%の古文書が散逸、廃棄ないしは行方不明になっているということが判明しました。これは1文書群ごとに評価されているので、17.2%の文書群が失われたということです。

2件目は大分県の事例。大分県は戦後すぐより『大分県史料』全37巻（大分県教育委員会、1952年～1984年）という史料集の刊行を行っています。また、県の図書館より『大分県郷土資料所在調査目録』第1・2輯（大分県立大分図書館、1979年）が刊行されています。前者は史料集であり、後者は主に近世以降の古文書に関する目録です。

さて、大分県立先哲史料館では1995（平成7）年から「記録資料所在調査事業Ⅰ」というのを行います。これは三重県と同じように、元々所在が確認されていた古文書がどのように残っているのかという確認作業です。具体的には『大分県史料』という史料集収載の古文書、『大分県郷土資料所在調査目録』に収録された文書群の所在状況の確認です（蛇足的に述べれば前者は1点の古文書、後者は文書群です）。その結果、『大分県史料』には362の文書が載っておりました。但し、このうち37点は本が刊行された段階で既に行方不明になってしまっています。1995（平成7）年からの「記録資料所在調査事業Ⅰ」によって、252件のみ確認ができました。すなわち、25.2%が散逸ないし行方不明になっているという現状が確認できました。もう一つ、『大分県郷土資料所在調査目録』に収録されている文書群は436件です。これは史料集ではなく、あくまでも目録ですので、436の文書群に該当します。要するに1点の文書しかなくても1件、10,000点の文書群であっても1件ということを指します。この所在調査で確認できたのは、293文書群。実に3割以上が散逸・行方不明になっているという現状が確認できました。この『大分県郷土資料所在調査目録』という本は1979（昭和54）年に刊行された本です。そこから20年を経っていない1995（平成7）年の調査で、既に3割がなくなっているということが大分県の現状で明らかになりました。

しかし、これらの話だけ聞くと、三重県の話も大分県の話も「何か古文書ってどんどん失われて悲しいね」という話で終わってしましますが、所在調査そのものにはメリットもあります。大分県では「記録史料所在調査事業Ⅰ」を実施したことによって、これまで知られていなかった178件の文書群が確認できました。また『大分県史料』刊行段階で行方不明だった37件のうち9件が再発見できました。したがって、所在調査というものをやることによって、元々あったものを再確認することはもちろん、新しく発見できたり、危機に瀕しているものを救ったりできるわけです。

大分県は「記録史料所在調査事業Ⅰ」から、5点の重要な提言をまとめております。

1点目は、民間所在資料という言い方をしておりますけども、「民間」という言葉ですと、行政的課題に対応できない場合があります。「民間のものは民間でやりましょう」というのが、行政側のスタンスです。そのため、その自治体にとって、例えば安曇野市だったら安曇野市にとっての歴史の解明に不可欠な地域資料だという扱いで、資料の保全に当たるべきだという点です。

2点目は、文化財保護法の指定の視角を利用して、未指定の文化財の保全をしようという点です。当然ながら、文化財保護法の指定をする場合には調査をしなければいけません。同じような仏像だったり、同じような古文書であっても、指定するものと指定しないものとの差は何なのかっていうことを明らかにすることによって指定文化財が生まれます。一方で、指定されなかったとしても当然調査をしないといけないので、結果的には全部の文化財を確認調査することができます。そういった文化財保護法をうまく利用すべきであるという提言です。

3点目は、自治体が担うべき役割として何よりも資料の所在情報をしっかりと把握しておくべきだという点です。個人情報に関わる問題ですので、民間の任意団体では情報の蓄積が困難ですが、自治体でしたら行政の仕事として所在情報の蓄積ができます。なお、近年、国でも議論がされております。とりわけ、大規模自然災害において所在調査情報の蓄積の重要性はますます増しております。熊本地震が発生した後の、第196回参議院東日本大震災復興特別委員会におきまして、東北大学災害科学国際研究所の佐藤大介准教授が参考人招致をされまして、国が率先して所在調査というのをやるべきだ、ということを指摘しています。

4点目は、所蔵者に対する保存のアドバイスです。民間所在資料の場合、一般住宅など必ずしも保管環境が十全でないです。場合によっては虫損やカビ害が発生してしまいます。そのためのアドバイスの

必要性です。

5点目は、複製物の作製です。近年ですと、デジタルカメラによる撮影が簡便になってきております。万が一災害だったりとか盗難だったりによって失われたときにも、複製があれば最低限のコンテンツの利用はできます（但し、最低限の文字情報だけです）。

では、そもそも民間所在資料と呼ばれるものなぜ散逸してしまうのか。これは5点でまとめられるかと思えます。

まず1点目は「代替わり」です。親から子への代替わりの際に、親の形見は遺すにしても、古文書などで何か汚れているし、読めないから捨ててしまおうとなって失われることが多いです。

2点目は「引っ越し」です。引っ越しを機に「いらぬもの」という範ちゅうで捨てられることが多いです。

3点目は「年末の大掃除」です。普段掃除をしない人が年末に限って頑張っ、家にあるものをこぞって捨ててしまうというようなことがよくあります。実際に年末の大掃除でとある自治体がちゃんと封筒に入れて整理した古文書がドカッとゴミ焼却場に持って行かれたという話を聞いたことがあります。

4点目は「災害」です。火災とか水害、虫・カビなどの災害によって失われてしまいます。また、近年の事例では、新型コロナウイルスの大きな影響がありました。コロナって人間のウイルスなのであんまり古文書関係ないよね、と思うかもしれませんが、コロナの感染拡大が懸念されていた時、例えば、大都市部では「ステイホーム」が推奨されました。その「ステイホーム」期間中に断捨離ブームが起きました。実際にゴミ焼却場の稼働が追いつかないという地域が非常に目立ちました。この断捨離ブームで歴史資料が捨てられる場合があります。

5点目は、2003（平成15）年頃から国内でも非常に盛んになっておりますネットオークションと2010（平成22）年頃から盛んになっております「フリマアプリ」です。そもそも歴史資料を金銭で値踏みするテレビ番組が1994（平成6）年から放送されて、「金になる歴史資料」と「金にならない歴史資料」に分けられるようになりました。それが「お宝志向」を生み出して、ネットオークションや「フリマアプリ」に歴史資料を出品するという傾向が見受けられます。機会がありましたらインターネットのオークションサイトなどで「古文書」と入力してみてください。大量の古文書が100円200円で販売されております。それも売れやすいように、同一の出所の古文書群がバラバラにして売られてしまっています。だから、本来だったら一つの古文書群として、その地域の歴史像を形成する上で欠くことのできないものなのですが、それができない。もうどんどんどん切り売りされてしまっているというような状況が見受けられます。日常的に危機の状況に古文書があるのだということを理解していただきたいと思えます。

そもそも、文化財の中でも古文書こそ一番ハードルが高いです。なぜなら、全然歴史に興味がない方でも、仏像とか建築物とか絵画作品とかは、なんか見て、かっこいいとか、かわいいとか、なんか不細工だとかという感情が瞬時に沸き起こりますが、古文書はくずし字を読むという能力が問われます。それを讀んだ上でこれがどういうものなのかっていう判読をしなければいけません。単純に仏像はすごいな、何か神々しいな（仏像なのに神々しいというのも変ですが）とは違います。例えば、古文書を知らない人と一緒に博物館行っても、これ織田信長の朱印状だよ、って言ってもへえそうなんだ、で終わってしまうという、そういった問題ですね。

さらにここ20年で、古文書をはじめとして民間所在資料受難の時代に突入してきております。これは民間所在資料だけでなく、地域文化財の保全・継承を担ってきた、自治体文化財担当者や郷土史の問題とも関わり、以下、5点の問題をお話ししたいと思います。

1点目は、地球規模での自然環境の変化。毎年、大規模な自然災害が起こっています。例えば、今年(2023年)で申しますと、2023(令和5)年9月の台風13号に伴う大雨によりまして福島県・茨城県の太平洋沿いが水害に見舞われました。この講演の一昨日まで福島県双葉郡富岡町にいましたが、被災した人に話を聞いたら近所の古いお宅で、鎧が水浸しになってしまったので捨てた、とのことでした。

2点目は、昭和一桁世代の高齢化・減少です。昭和一桁の方々であっても、ある程度訓練をしないとくずし字は読めません。ただ、昭和一桁世代の一つ前の世代、西暦でいうと1900(明治33)年にいま我々が小学校で習う「ひらがな」「カタカナ」のこの2種類だけ勉強すればいいですよという「ゆとり教育」がスタートしました。くずし字である草書体を初等教育で学ぶ機会もなくなりました。話を戻しますと、昭和一桁の方々の一つ前の世代というのは、自分たちの両親や祖父母に当たるので、自分は古文書がよく読めないけど大切に持っていようという意識があった世代です。昭和一桁の次の世代、戦後生まれの世代は文化が違います。昭和一桁の世代の人たちのようにアプリアリに大切に残しておこうっていうのとは全く異なる世代ですので、昭和一桁世代の高齢化・減少は散逸の要因といえることができるかと思えます。

続いて3つ目から5つ目までは全て小泉純一郎首相時代のいわゆる小泉構造改革に基づく問題であります。

3つ目は、公務員削減により文化財担当者、図書館司書とか博物館学芸員が減少、多忙化しているという問題です。政府は人件費総額削減のため2000(平成12)年に113万人いた国家公務員を2011(平成23)年に64万人に減らしています。それに比して学芸員数は1993(平成5)年が3,711名であったのに対して2011(平成23)年には7,293名とほぼ倍増していますが、内実は正規職員的大幅削減と代わりに非正規職員の激増というカラクリです。同様に図書館司書の場合、非正規司書が激増しただけでなく、指定管理者制度のために安定的な運営ができなくなっているという現状があります。

4つ目は、市町村合併によって文化財行政が広域化しているという問題です。1999(平成11)年から始まった平成の市町村合併によって、3,232あった市町村は2018(平成30)年までに1,718に減少しました。公務員削減で文化財担当者が減らされた上に合併によって広域化しているので、民間所在資料に目配せがいかないというようなことが発生しています。広域化しているので元々の所蔵者の方からすると、自分の知っている担当者がいなくなってしまうことによって、関係が希薄になります。そこはやはり人と人との関係、行政と所蔵者との関係なので、担当者が変わってしまうことによる散逸の危機が生じています。安曇野市はいかがでしょう。

5つ目は、学校教育現場の多忙によって教員の関与の難しさというのもあります。以前は学校の小学校とか中学校の先生っていうと、一緒になって郷土の歴史と一緒に学んだり、地元の郷土史雑誌に先生が論文の投稿をすることが見受けられました。しかし、2018(平成30)年9月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果及び確定値の公表について(概要)」によれば、小学校教員の33%以上、中学校教員の57%以上が週60時間以上の残業をしている状況でした。学校が「ブラック企業」となっていることは言うまでもありません。授業のみならず、生徒指導・部活動・PTA・学校行事・職員会議・研修など様々な活動、さらには「モンスターペアレンツ」によって時間を取られてしまい、郷土史とか地域史に学校の先生の関与っていうのが難しくなっているという現状がです。

## II 歴史資料の散逸・流失の実際

次に歴史資料の散逸の実例をお話ししたいと思います。

さて、中世史の研究者の網野善彦氏は『古文書返却の旅』(中公新書、1999年)という本を出版して

います。この本はもともと網野氏が勤務していた研究機関が閉鎖になってしまって、そのままの状態の数十年、各地域の古文書を借りたまま研究機関の倉庫に眠ってしまっていたので、網野氏が各地に戻そうとしたという内容です。

まずは『古文書返却の旅』の一節をご紹介します。

さらにこのとき、東伊豆町の稲取の文書が少量ながら阿部氏（阿部善雄：引用者註）宅にあったことも確認された。この稲取村の役場文書は、月島分室（東海区水産研究所：引用者註）の時代に阿部氏の依頼で、私が整理し、未熟な目録を取り、そのうち重要と思われるものを筆写にまわして筆写本を作成した文書であり、その中の興味深いと思われるものを、阿部氏がピック・アップして自宅に持ち帰られていたとも知らずに、私が返却してしまったものと思われる。（中略）一九九八年十月一日、二十五点ほどの文書・絵図を私が持参し、東伊豆町に無事、返却することができた。

これも地元の十月七日付の『伊豆新聞』に「漁業関係の古文書里帰り」という見出しで報じられたように、大切な文書・絵図が半世紀ぶりに町に戻ったことについて、地元は本当に心から喜んで下さったのである。

と記されています。すなわち、借りたままになっていた東伊豆町の古文書を数十年ぶり返却し、メディアで報じられているように、地元でも大いに喜ばれたというものです。

しかし、ここから東伊豆町の古文書の「散逸の旅」が始まります。どのような経緯が分かりませんが、とある古書店の古文書目録に「稲取村文書」の名称で100点ほどが出品されていました。内容は網野氏の返却した古文書。返却した古文書が再度流出してしまったというわけです。地元に戻したにもかかわらず流出したのは一体どういう経緯なのか、現在、地元自治体とも検討を進めていますが、まずは購入しまして、非常勤先の大学院の授業で目録を作成しました。最終的には地元へ寄贈することになっているのですが、いわゆる現地保存の原則というのは今後どうあるべきか、災害や盗難の問題も踏まえて、現地保存の在り方が問われた事件だと思えます。

さて、古書店で購入して地域の文化財行政と関わることになった事例として東京都檜原村について挙げたいと思います。檜原村は東京都の西部に位置しています。多摩地域の山地でして、面積の9割以上が山地です。しかし、甲斐国との流通の拠点だったので、口留番所と呼ばれる番所が設けられていました。

2018（平成30）年に檜原村の古文書が古書店に出品されました。それを購入して目録を作りましたが、村内の他の古文書の所在状況が気になりましたので、『檜原村史』（檜原村、1981年）、『檜原村史研究』1～4（檜原村教育委員会、1974年～1978年）、『檜原村古文書目録 村の昔を書き残したもの』（檜原村教育委員会、1990年）をもとに村内外の古文書群の所在情報をまとめました。そうしたところ、村内での65文書群があることが分かりましたので、早速、購入した古文書の目録と所在情報を持って檜原村教育委員会に赴き、古文書をはじめとした民間所在資料に関する状況などのヒアリングを行いました。具体的なヒアリング内容は、①村史編纂で活用した古文書群の現状把握、②村史編纂に関わる公文書・原稿・古文書写し・調査記録など現状、③村史編纂に関わった人びとの資料・メモ・ノートなどの現状、④歴史文化基本構想の策定に関わる議論（隣接する日の出町が策定していたため）、⑤改正文化財保護法対策の5点です。

結論から言えば、現在は古文書が読める郷土史家もいないし、1990年代に把握できていた民間所在資料がどのような状況であるか、全く分からないという状況でした。檜原村は、村史の編纂段階では雑誌

を刊行し、古文書の所在確認調査を行った上で『檜原村古文書目録 村の昔を書き残したもの』を刊行したり、小さい自治体であるにも関わらず1990年に郷土資料館を開館させているほどの、郷土史・地域史に熱心だった村にも関わらず、です。

そこで、早速、「檜原村における歴史資料（特に古文書）の保全・活用についての提案」を作りまして、村に提案してみました。どういう内容かと申しますと、簡単なロードマップでして、まず初年度には歴史講座を開いて地元の方々に対して檜原村の歴史と歴史資料の重要性を提示するアピール、古文書を地元の人びとと一緒に読んだり、簡単な古文書の修復をするワークショップです。2年目には、3つのグループを組織化して、①歴史資料保全チームは所在確認調査と未整理資料の目録化のためのロードマップ策定、②歴史資料活用チームは研究グループの構築と歴史講座（成果報告会）の開催、③歴史資料普及チームは学校教育・社会教育の場でワークショップ・古文書講座の開催、住民によるボランティア育成を進めて、3年目でそれらが今後うまく回るようにするというものです。

2019年度は非常にスムーズに進んだのですが、新型コロナウイルスの問題が出てしまったため、残念ながらワークショップの類はできずに、あくまでも古文書の整理作業になってしまいました。ただし、少しでもワークショップの代わりになるように、「古文書講座DVD」を作成して図書館での貸出しを行いました。2022年度からようやくコロナがひと段落したので、歴史講座や地域住民と一緒に作業を行うことができるようになりました。まだ地元の小中学校と一緒に学校教育とかボランティア育成まではできていませんので、課題として残されています。

### Ⅲ 長野県北佐久郡立科町での実践例

では、本日の講演は安曇野市で開催いただいているので、NPO法人歴史資料継承機構（通称「じゃんぴん」）の長野県での活動についてお話ししたいと思います。具体的には長野県北佐久郡立科町です。

そもそも立科町との出会いは、2014（平成26）年11月20日、長野県資料保存活用講習会の場で「地域歴史資料保全の現状と課題」と題した講演をしたことに端を発します。実は本日の講演、あえて類似のタイトルにしている、長野県資料保存活用講習会から9年経って、何を言い、何ができ、課題は何なのかという点をお話ししたいと思います。

この講習会に立科町教育委員会の山浦智城氏が参加していて講演のあとに、「立科町でぜひ講演会をしてもらいたい。そして、立科町にも未整理の資料があるのでそれもぜひ見てもらいたい」と声を掛けられました。当然、即決いたしまして、翌2015（平成27）年3月14日に立科町中央公民館で「地域に残る歴史資料の保存と活用」というお話をさせていただきました。その際に、立科町内の中山道芦田宿本陣解体修復で発見された壁の裏張り文書の保全を何とかやってもらいたいとの依頼を受けて、この作業をその年の夏から行うことに決定しました。これが立科町に関わることになった発端です。裏張り文書ですので、ワークショップみたいにして、地元の方にも見てもらいながらやりたいと考え、毎年ワークショップを実施しています。

では、先ほどお話しいたしました所在調査について立科町の事例を紹介したいと思います。立科町域ではかなりしっかりと古文書の所在把握を行っておりました。そもそも『北佐久郡志』（北佐久郡志編纂会、1957年）全4巻や『北佐久郡志資料集』（佐久教育会、1967年）などの自治体史を踏まえて、原本散逸の危険性が指摘されて『北佐久郡古文書目録』（佐久教育会、1974年）が刊行されています。長野県内どこでも郡誌をはじめとした自治体史編纂や郷土史研究が進んでいますが、立科町域が該当する北佐久郡では『北佐久郡志』編纂の後に資料集を出し、そしてそれに基づいて古文書目録を作成しており、かなり所在調査が把握しやすい現状になっていることがうかがえます。

余談になりますが、1970年代はどこの地域もそうですけども、古文書も含めた歴史資料の散逸が危惧され始めました。様々な自治体史の序文を見ると、高度経済成長によって多くの人たちの生活様式が変わった、社会環境や暮らしが変わった、大規模な開発が進められる、そして古文書とか民具とかが失われていると書かれています。実際に、北佐久郡の場合も資料集を作ってから、その後原本が散逸してしまったために目録を作成するという動きになっていきました。それが1970年代であり、全国でも問題視されている時期です。

ところで、長野県全域では戦前より郷土史とか地域史というのが非常に盛んに行われています。例えば、2010年代に佐久地域だけでも郷土史団体が10団体ありました（山浦寿「長野県の地方史（地域史）関係団体・組織」『信濃』900号、2013年）。しかし、会員の減少、それに伴う財政の悪化、そして活動の縮小という状況に多くの郷土史団体が陥っていて、山浦氏は論稿の中でも「先行き不安の状態」と述べていますが、これは当時も全国的な状況でした。そして、この山浦論文から10年、「先行き不安の状態」ではなく、先なくなった郷土史団体は多くあると思います。

一方で、NPO法人歴史資料継承機構（通称「じゃんぴん」）では、若い世代が歴史資料保全の担い手として参加してくれています。特に、立科町での活動の事例ですと、地元の中学生・高校生が参加してくれたりしています。また、立科町の事例ではありませんが、千葉県我孫子市での活動ですと、活動に参加した中学生がいまとなつては某大学の大学院生博士課程に進学して、研究を続けたりしています。図らずも後継者育成にも繋がってよかったなと思っています。

少し話が脱線するかもしれませんが、NPO法人歴史資料継承機構と一緒に活動する人々という点について、議論を深掘りしてみたいと思います。近年、若い世代ではなく、むしろ仕事を退職した人たちの連携も多くしています。研究者は古文書に書いてあることは読めるけれども、実際の地域の空気感とか、子どもの時どうだったかとか、そういうことは全然わからないので地域の人々と一緒に作業する上では非常に重要になっていると思います。また、もともとはその地域を知らないけれども、移住して地域を楽しんでいる人もいます。Iターンと評される人びとですね。UターンやIターンの人びとも重要な人材だと思います。

コロナ禍にあって家で仕事をする方が非常に増えています。さらには都市部から郊外の地域に移住している方が非常に多くなっております。例えば、今日お話ししました檜原村はどんどん人口が落ち込んでいましたが、最近では移住者も増えています。

さて、話しを立科町に戻したいと思います。

立科町内を通る中山道。その宿場町が芦田宿ですと、本陣を土屋家が務めていました。現在でも近世の本陣が遺されていて、長野県宝に指定されています。土屋家はもともと武田家の家臣という由緒を持っていて、古文書自体は長野県立歴史館に寄託されています（1万点以上）。宿場の名主も務めており、現在でも多くの宿札（誰が宿泊しているかを入口に掲示する木製の札）が遺されています。幕末、孝明天皇の妹である和宮が將軍徳川家茂との結婚のため、江戸に向かう際、中山道を通りますが、芦田宿の本陣で休憩しています。

さて、その本陣の修復作業に伴って、壁の裏から大量の裏張り文書が発見されました。その解体作業を2015（平成27）年から行っています。今年度ですと、2023（令和



立科町土屋家の壁裏張り解体作業



5) 年6月に行いまして、立科町教育委員会主催すずらん学級の一環でワークショップを開催しました。実際に町民の方がたに裏張り文書を触ってもらい、解体をしてもらおうという企画です。

これまでに解体した裏張り文書は全部で2,500枚ぐらい。おそらく全体で3,000~4,000枚ぐらいになるかと思います。一番古い古文書で今のところ確認できたのが、慶長16年(1611)の城割に関する古文書です。さて、解体の手順ですが、壁にしろ、襖にしろ、裏張り文書は多くの古文書が何層にもわたって貼られています。闇雲に剥がしていくのではなく、一枚一枚に番号札を置いて、どこに何番の古文書があるのかを記録しておきます。貼られている順番にも意味を見出し得る可能性があるからです。場合によっては1冊の帳簿が解体されて裏張りに用いられている場合があるので、もとの帳簿に復元することもできる時もあります。記録化をした後に精製水とエタノールで溶液を作って、霧吹きで裏張り文書を濡らして、糊を剥がしていきます。

ただし、裏張りの解体っていうのは「労多くて益少なし」という表現がぴったりの作業です。時間と人と経費、加えて解体する場所が必要になります。「益少なし」という点ですと、1枚1枚剥がしたとしてもすべての裏張り文書が1冊の帳簿として復元できるわけではないですし(むしろ復元できる方が珍しい)、1枚の書状や書簡の類でしたら、内容から何かを分析することは可能ですが、帳簿の帳外れ文書1枚からはなかなか歴史像を描きにくいものです。

他方、利活用としては、裏張り文書の解体作業をワークショップ形式で多くの人に触れてもらい、一緒になって作業をしたり、実際に古文書を知らない人たち、例えば、子どもたちに解体をおこなってもらうなどができます。所蔵者とか地域住民に対して歴史資料に対する意識を呼び起こす意味では重要かと思っています。例えば、襖の解体でいいますと、長野市の真田宝物館が実際に襖の解体作業やって、そこからわかる内容を展示していました(真田宝物館企画展「松代文化財ボランティアの会による襖から目覚めた古文書たち~古文書が語る江戸時代の暮らしぶり~」2019(平成31~令和元)年12月25日~2020(令和2)年3月23日)。

なお、もうひとつ立科町での活動として、高橋家文書保存・調査活動を行っております。これはワークショップに来た方が古文書の所蔵者の方でして、家の蔵の中に大量の古文書があるのだが、自治体史編纂の時には家が留守だったので、全く手付かずなんだよって言われました。蔵の中を拝見したら、蔵一棟丸々古文書が入っていて、概算で6,000点にも及ぶ大文書群でした。そこで、2018(平成30)年から概要調査・現状記録、目録作成を進めております。緊急的なレスキューではないので、継続的に立科町で活動を進めるため、概要調査の前提として蔵内部の図面を引きました。蔵内部のどこにどのように箱が置かれているかという建築学や考古学的なやり方で、平面図・セクション図を作製しました。残念ながらコロナ禍のために2年間、行えなかったのですが、ようやく2024(令和6)年1月に作業を再開することになっています(1月13日~15日にかけて開催)。またこれらの情報につきましては、NPO法人歴史資料継承機構じゃんぴんのブログで情報を公開しております。なお、保存・調査活動やワークショップは基本的にどなたでも参加できますので、もしよろしかったら活動に参加していただければと思います。



立科町高橋家の蔵内部

おわりに

さて、最後に話をまとめたいと思います。

本日お話しいたしました内容としては、まず自治体における古文書の所在調査の重要性が理解できたかと存じます。その中で現在の歴史資料が散逸・流出している現状、網野善彦氏の『古文書返却の旅』や、檜原村の話を致しました。

最後に30年後を見据えた地域の歴史と地域歴史資料の遺し方という点を述べたいと思います。古文書の所在調査の成果を踏まえると、数十年後になくなってしまいう現状があります。それは所蔵者の代替わりに際して散逸したり、インターネットで売買されてしまうという現状です。次の世代にどう残すのかということは、正直どうしようもないって言ったら申し訳ないですが、どうしようもない部分があります。ただし、歴史資料だけが遺っても意味がなくて、地域のための資料、地域を持続させるための資料でなくてはいけなくて、30年後を見据えるために、今、何をやるかっていうことに辿り着きます。

本日の講演の参加者の中にも、自治体職員、郷土史研究の先生や歴史が好きで参加してくれた方がいらっしゃると思います。皆さんのやっていること一つ一つが30年後に十分繋がっていくんだと思っていただければと思います。そしてそれを繋いでいくために、こういった文書館施設があって、こういった講演会があって、皆さんの活動やご自身の研究があるんだと思っていただき、安曇野市文書館を活用していただければと思います。

これで本日の講演を終了したいと思います。ご清聴ありがとうございました。